

「山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」（素案）の概要

【基本理念】

- 1 県、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が連携して、自転車に関する交通事故の防止を図る
- 2 歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、道路交通法令を理解するとともに、それぞれの特性について相互に尊重し合う
- 3 自転車の利用が、県民及び事業者にとって高い利便性を有し、県民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たすとともに、観光振興、環境負荷の低減及び健康増進に資するものである

【各主体の責務・役割】 ①県の責務 ②自転車利用者の責務 ③県民の役割 ④事業者の役割 ⑤交通安全団体の役割

【自転車交通安全教育の実施等】

- 1 県の交通安全教育
 - ・ 県民及び事業者が関心と理解を深めることができるよう教育を行う
- 2 学校等における交通安全教育等
 - ・ 在学する児童等に対し、発達段階に応じた教育及び啓発の実施に努める
- 3 家庭における交通安全教育等
 - ・ 保護者は、監護する未成年に対し、必要な教育を行うよう努める
 - ・ 親族は、同居高齢者に対し、ヘルメット着用を勧める等必要な助言に努める

【自転車利用における安全確保】

- 1 交通事故の防止のための措置等
 - ・ 自転車の側面に反射器材を備える等事故防止の措置に努める
 - ・ 幼児用座席への幼児乗車時は、ヘルメット、座席ベルト着用に努める
 - ・ 保護者は、幼児・児童のヘルメット、肘当て等被害軽減器具着用に努める
- 2 点検整備及び防犯対策
 - ・ 必要な点検及び整備、施錠等の防犯対策に努める
- 3 安全で適正な利用に係る情報提供
 - ・ 県は、必要な広報及び啓発を行う
 - ・ 自転車小売業者・自転車貸付事業者は、安全適正利用に必要な情報提供に努める

【自転車損害賠償責任保険の加入促進】（◎＝義務、○＝努力義務）

保険への加入				保険の加入確認・情報提供				
自転車利用者	自転車を利用する 未成年を 監護する保護者	従事者に自転車を利用させる事業者	自転車 貸付事業者		自転車 小売業者	事業者	学校長等	自転車 貸付事業者
◎	◎	◎	◎	加入確認	◎	○	○	—
				情報提供	◎	○	○	◎

【その他・附則】(実効性を担保させるための方策)

- 1 自転車小売業者・自転車貸付事業者に対しては、一定の基準を満たす**優良事業者を登録する制度を創設**
- 2 **施行後五年を超えない範囲内において、施行状況等を勘案し、義務の履行の確保の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずることを附則に規定**

本県の条例案の特徴

- ◆ 幼児用座席へ乗車させる際の幼児の座席ベルト着用を保護者の努力義務とするのは全国初
- ◆ 自転車小売業者の優良事業者に対する登録制度は全国初